携帯電話の安全利用規程（例）

（目的）

第１条　この規定は、【施設名】において携帯電話の利用に関する必要な事項を定め、医療の効率化や高度化に必要となる電波の利用を促進するとともに、院内で用いる医療機器や通信機器に対する電磁波による影響を抑制し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

（適用）

第２条　この規定は、医療従事者（医療スタッフ、事務職員等）、患者及び来院者に適用する。

（電波管理担当者等の配置）

第３条　○○部門[1]において、携帯電話の電波の取扱い及び管理を担う電波管理担当者を様式１のとおり配置する。

（院内で利用する機器のリスト化）

第４条　各電波管理担当者は、通信事業者より、院内で利用されている携帯電話に関する設備等[2]を特定し、使用周波数、設置場所、送信出力等を記載したリスト（以下「管理リスト」）の提供を受けること。

２　電波管理担当者は、前項により作成した電波管理リストを適切な場所に備え付けなければならない。

（電波利用機器（端末等）の使用）

第５条　院内の各エリアにおける携帯電話の使用ルールを以下のとおりとする。各電波管理担当者は、わかりやすいマーク等を用いて周知徹底を図るものとする。

(1) 生命維持装置等の医療機器からの離隔距離を 1m 以上とする[3]。

① 医療従事者

業務に用いる場合には通話等を含めて原則として使用可能とする。ただし、電波管理担当者は携帯電話が医療機器へ与える影響やその対策について医療従事者に対する教育を行う。

---

1 携帯電話を所管する部門。

2 外部から院内へ持ち込まれる携帯電話端末や無線 LAN 端末は対象外とする。職員個人が契約する機器、契約業者が一時的に持ち込む機器なども対象外とする。

3 独自の調査により医療機器への影響を確認している場合は、より短い離隔距離を設定できる。

② 患者、来院者等

使用可能エリア、通話禁止エリア及び携帯電話電源 OFF エリアのそれぞれの場所及び周知マークについて様式２のとおりとする。

２ 電波管理担当者は、医療機器への影響、マナー及びセキュリティの観点から、実情に応じて前項の使用ルールの見直しを行う。

（電波利用機器の通信インフラの設置）

第６条 電波管理担当者は、携帯電話の基地局設備などの通信インフラを施設する際には、次の点を考慮しなければならない。

(1) 医用電気機器・医療システム製造販売業者、携帯電話事業者、通信機器事業者、建築事業者の関係者（以下「事業者等」）による電波環境調査の結果も踏まえ、医用電気機器、他電波利用機器及び設備等への影響について確認を行うこと。

(2) 医療施設の新築または増築がある場合には、通信インフラの設計にあたり、事業者等と連携して、電波到達範囲と通信速度の確保、外来波を含めた電磁障害の低減、利便性の向上、セキュリティの向上などの総合的な観点から検討を行うこと。

（点検・保守）

第７条 電波管理担当者は、携帯電話の点検及び保守に関し、事業者等に相談する等の検討の上、点検及び保守の体制、頻度、点検及び保守の実施方法を定める点検・保守計画を様式３により作成する。

２ 電波管理担当者は、前項の計画に基づき、事業者等に相談する等の検討の上、点検及び保守を実施する。

（トラブル対応）

第８条 医療従事者は、電波利用機器及び設備等の利用に際して、トラブル事案が生じた場合には、様式３により速やかに電波管理担当者へ報告する。なお、院内で利用される機器同士によるトラブル事案だけでなく、雷サージなどの自然現象や、気象レーダ波などの外部からの電波（外来波）などの外的要因によるトラブル事案も同様とする。

２ 電波管理担当者は、前項のトラブル事案の発生報告を受けた場合には、速やかに事業者等の協力を得て、発生の原因を分析し、対策を実施する。

３ 電波管理担当者は、重大なトラブル事案であると判断した場合は、発生の原因、改善策の内容や実施結果について院内へ周知を図る。

様式１（第３条関係）

〇〇病院　電波管理担当者（携帯電話）

〇年〇月〇日

所　　属 （担当）	氏　　名

様式２（第５条関係）

院内での携帯電話のエリア毎の利用ルール[5]と利用に関する周知マーク

使用可能エリア 携帯電話使用コーナー、 食堂、待合室、廊下、 エレベーターホール	 使用可能エリア ・医用電気機器からは１ｍ以上 離してください。 ・通話もメール・Web 等も可能です。
通話禁止エリア 大人数病室、診察室	 通話禁止 メール・Web 等可 通話禁止エリア ・医用電気機器からは１ｍ以上 離してください。 ・メール・Web 等は可能ですが 通話はご遠慮ください。
携帯電話電源 OFF 手術室、ＩＣＵ、検査室、 治療室	 携帯電源 OFF エリア

[5] マナーの観点から配慮すべき事項は、一律に決められるべきものではないため、上記はあくまでも参考事例として、具体的には各医療機関で判断されることが重要である。

様式３（第７条関係）

電波利用機器及び設備等の点検・保守計画書

（　機器名称　）

〇年〇月〇日

作成部署・課室：〇〇部〇〇課

電波管理担当者：〇〇　〇〇

１．点検計画表

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	備考
機種名 管理番号	電波環境調査					６ヶ月 定期						１年 定期	電波環境調査	
機種名 管理番号														〇年〇月に 定期点検
機種名 管理番号			３ヶ月 定期			３ヶ月 定期			３ヶ月 定期			３ヶ月 定期		
・ ・ ・														

２．点検・保守の実施体制

住所

事業者名

担当者名

電話番号

３．点検の実施方法

点検等方法詳細書（事業者等で作成）を参照

様式４（第８条関係）

電波利用機器及び設備等の使用に際してのトラブル発生報告

〇年〇月〇日

作成部署・課室：〇〇部〇〇課
電波管理担当者：〇〇　〇〇

トラブル発生確認日時	〇年〇月〇日　〇時〇分
トラブル発生期間	□　不明 □　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
トラブルが発生した機器	
トラブルが発生した場所	
トラブルの概要	
トラブルの原因	□　確認中 □　判明済み 【原因の概要】
対応策	□　検討中 □　対策済み 【対策の概要】

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第１版	2017 年 6 月 28 日	初版発行